

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年7月29日 14時05分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、
長江技術参与、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（G-1-001(改1)）（令和4年7月8日提出資料）

（2）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（G-1-002(改1)）（令和4年7月8日提出資料）

（3）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（4）東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（G-1-004(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（5）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特

- に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (G-1-005(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (6) 東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表 (G-1-006(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (7) 東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書 (添付書類十一) 比較表 (G-1-007(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (8) 東海第二発電所 発電用原子炉の設置変更 (発電用原子炉施設の変更) に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号 (平和目的) 基準への適合について 比較表 (G-1-008(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (9) 東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表 (有毒ガス防護対策) (G-1-009(改1)) (令和4年7月8日提出資料)
- (10) 東海第二発電所 中央制御室, 緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について比較表 (G-1-010(改0)) (令和4年7月8日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	成長のオノです。それでは東海第2発電所の有毒ボス、有毒ガス防護に関するヒアリングを始めたいと思いますそれでは説明をお願いいたします。
0:00:14	日本原電の森井です。本日は前回の続きを説明させていただきます。本日も女川さんとの比較表で説明させていただきます。
0:00:24	資料ナンバー、G-1-010 回 0-60 ページをお願いします。
0:00:33	そちらの中ほどにあります5ポツ、有毒ガス防護に対する妥当性の判断について、まず説明させていただきます。
0:00:42	東海第2発電所において、中央制御室及び緊急時対策所の防護対象となる運転対処要員の対処能力が著しく損なわれることがないように、
0:00:53	有毒ガス防護対策を実施いたします。
0:00:58	続きまして、5ポツ1ポツ1、スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策としまして、
0:01:04	スクリーニング評価において、敷地内外の小提言に対して評価した結果、
0:01:10	特定された対象は制限はありませんでした。
0:01:15	従って、対象発生元は、スクリーニング評価を行わず、対策を実施することとした、敷地内可動元に限定されることから、敷地内可動元に対して、中央制御室の運転員、
0:01:27	及び緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示要員指示を行う要員、以下、運転指示要員と、
0:01:38	言いますに対して、必要な対策を実施いたします。
0:01:43	次のページをお願いいたします。
0:01:47	敷地内可動元に対する対策について説明いたします。
0:01:52	対策の実施に当たりましては、敷地内可動元として特定された薬品タンクローリーは、原則平日中、
0:02:01	通常時、時間体に、発電所構内に入港すること。
0:02:06	また、発電所において重大事故等が発生した場合には、すでに入港している稼働元は、敷地外に避難させ、新たな稼働元は発電所構内に入庫させないことといたします。
0:02:19	それでは、対策としましてまず(1)、有毒ガスの発生の検出としまして、敷地内可動元に対する有毒ガスの発生の検出のための、
0:02:31	実施体制及び手順を整備いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	医薬品タンクローリーからの有毒化学物質の漏えいは、1 の認知により有毒ガスの発生を認知することといたします。
0:02:46	従って、特定した敷地内可動元が発電所構内に入港する場合は、発電所員が発電所入港から薬品タンクへの受け入れ完了まで、
0:02:56	ずい来立ち会いすることで、速やかな有毒ガスの発生の検出ができるようにいたします。
0:03:31	いただきます。
0:03:33	続きまして、(イ)に通信連絡設備による伝達としまして、
0:03:39	敷地内可動元からの有毒ガス防護に関わる連絡体制及び手順を整備いたします。
0:03:45	薬品タンクローリーからの有毒化学物質の漏えいが発生し、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、敷地内可動元に随行立ち会いしている。
0:03:57	発電所員から速やかに中央制御室の当直発電長に、通信連絡設備等を用いて連絡をいたします。
0:04:06	詳細な連絡体制等は後程別紙にて説明させていただきます。
0:04:12	通信連絡設備につきましては既存のものを使用しますが、既許可と同じ方法で使用することから、既許可に影響を及ぼすものではないと考えております。
0:04:24	次のページをお願いいたします。
0:04:29	続きまして、(3)防護促進について説明いたします。
0:04:34	まず、防護措置としまして、(1)、片括弧 1 間空調設備の隔離、及び、防護具等の配備について説明いたします。
0:04:46	運転指示要員に対しまして、第 5.1. 1-1 表に示す通り、全面マスクを配備いたします。
0:04:55	当直発電長は、敷地内可動元から有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた場合は、速やかに中央制御室の換気系を隔離し、
0:05:05	当直運転員に全面マスクの着を指示します。
0:05:10	また、緊急時対策所に災害対策本部が設置されている場合は、以上の連絡を受けました災害対策本部長は、外気を取り込まないよう速やかに緊急時対策所の、
0:05:22	換気設備を隔離するとともに、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と要員に、全面マスクの着用を指示いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	なお、衛生上制御室等の換気空調設備を隔離した場合は、酸素濃度計や二酸化炭素濃度計を用いて、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視、
0:05:48	します。さらに敷地内可動元からの有毒ガスの発生による異常が収束した場合は、速やかに外気取り入れを再開いたします。
0:05:59	配備数等の詳細につきましても、後程別紙で説明させていただきます。
0:06:06	もう一つの防護措置であります敷地内の有毒化学物質の処理等のす。
0:06:12	措置について説明いたします。片括弧 2 になります。
0:06:17	敷地内可動元に対する有毒化学物質の処理等の措置に関わる実施体制及び手順を整備いたします。
0:06:25	収束活動は、立ち会い人等のもと、収束活動要員が実施する体制といたします。
0:06:34	また次のページの第 5.1. 11-2 表に示す通り、防護具を配備いたします。
0:06:42	次のページをお願いいたします。
0:06:46	続きましてちょっと引き続き、与儀千賀は、予期せず発生する有毒ガスに関する対策について説明いたします。
0:06:56	予期せず発生する有毒ガスが及ぼす影響により、中央制御室の運転員及び緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち、
0:07:08	初動対応を行う要員の対処能力が著しく損なわれないように、運転初動要員に対して対策を実施します。
0:07:18	本対策の実施におきましては特定の発生時点は想定しておりません。
0:07:25	まず、防護具の配備等としまして、
0:07:28	運転所、初動要員に対して必要人数分の受給式呼吸用保護具を、有毒ガス防護用に配備するとともに、
0:07:38	運転初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガスからの防護のための実施体制及び手順を整備いたします。
0:07:48	酸素ボンベにつきましては、自給式呼吸用保護具を 1 人当たり 6 時間使用するために必要となる主数量を有毒ガス防護用に配備いたします。
0:08:02	さらに置せず発生する有毒ガスに対しまして、継続的な対応が可能となるようバックアップの供給体制を整備いたします。
0:08:13	必要人数分の自給式呼吸用保護具の配備につきましては、第 5.2. 1-1 表に示す必要となる、自給式呼吸用保護具の数量を確保し、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:26	所定の場所に配備いたします。
0:08:29	次のページをお願いいたします。
0:08:33	(2)一定量の酸素ポンベの配備としまして、運転初動要員に対して、
0:08:41	予期せず発生する有毒ガスから一定期間防護が可能となるよう、必要となる酸素ポンベの数量を確保し、所定の場所に配備いたします。
0:08:52	そして、予期せず発生する有毒ガスからの防護に関わる実施体制及び手順を整備するとともに、予期せぬ有毒ガスの発生が継続した場合を考慮し、
0:09:05	継続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ポンベ。
0:09:11	バックアップの供給体制を整備いたします。
0:09:16	配備数等の詳細につきましてはまた後程別紙で説明いたします。
0:09:21	次のページをお願いいたします。
0:09:24	続きまして通信連絡設備による伝達の体制等につきましては、別紙にて説明いたします。
0:09:32	なお、通信連絡設備につきましては、稼働元の対応と同様に、既存のものを使用いたします。
0:09:40	また、敷地外からの連絡につきましては、敷地外から予期せぬ有毒ガスの発生に関わる情報を入手、入手した場合に、当直発電所長に対し、
0:09:51	敷地外の予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための仕組みスキームについて、
0:09:57	つきましては、5.2. 2、通信連絡設備による伝達の実施体制及び手順と同様であります。
0:10:07	それでは、敷地内可動元に対する対策及び抑制が発生する有毒ガスに関する対策につきまして、別紙にて説明させていただきます。
0:10:17	276 ページをお願いいたします。
0:10:31	発電管理室の亀井新保と申します。
0:10:34	続いて衛藤ページの方に 176 ページになりますけれども、
0:10:41	東海第 2 発電所の方の有毒ガスの方で図案A列の方を示させて示させていただいております。別紙 11-2 の方からご説明の方させていただきます。こちら資料の方は敷地内可動原課の有毒ガス防護に係る実施体制及び手順でございます。
0:10:56	まず実施体制でございますが、敷地内可動元カーの有毒ガス防護に係る実施体制については、こちら、第 1 図のほうで示してまいります体制へ行って参ります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:09	まず防護対象者の要員の名称につきましては、続いたページになりますけれども 277 ページ目の第 1 表の方において示させていただいております。
0:11:19	続きまして防護対象者と本災害対策本部体制等の関係につきましては、同じく第 277 ページ目の第 2 図の方で示すというふうな形で資料を構成させていただいております。
0:11:32	まず第 1 図についてですが、敷地内可動元から有毒ガスが発生することを想定しまして、当直運転員でございますけれども、の防護を迅速に行うため、
0:11:42	はい。
0:11:47	皆さん規制庁ナガエですけど
0:11:50	別紙の 11-1 っていうのがある前にあるんですけど、ここからの説明はないんでしょうか。
0:12:00	はい。では、ページのほう戻りまして 274 ページ目の別紙の 11-11 の方からご説明の方させていただきます。
0:12:10	次お願いですよろしく申し上げます。はい、それでは別紙の 11-1 でございますが敷地内可動原因に対する有毒ガスの発生を検出のための実施体制及び手順でございます。
0:12:20	まず 1 ポツの方で実施体制の方を図において示させていただいております。担当室の方から立ち会い人等が稼働元となるものに、随行いたしまして受入箇所の方に向かうというふうな体制で行って参ります。
0:12:35	続いて 2 ポツでございます。実施手順でございますが、敷地内、稼働元に対する有毒ガスの発生を検出のための実施手順を以下の通りいたします。
0:12:45	それらの実施手順については図のほうで示しておりまして第 2 図の方をご参照ください。
0:12:51	まず両括弧 1 でございますが有毒化学物質を積載した薬品タンク通り等、こちらを以下角元と申しますが、発電所敷地内へ入庫する際、担当室は、立ち会い人等を入構箇所へ退避させておきまして、
0:13:06	両括弧 2 でございますが立ち会い人等は合流後、こちらの方の角元と合流後ですが、敷地内に入港をさせます。そして両括弧 3 ですが、立ち会い人等は、受入箇所まで稼働元の方に随行いたしまして、受け入れ完了まで立ち会いを行うと。
0:13:22	ということになります。なお立ち会いするものについては薬品防護具を常備するという形で、自治体実施手順を定めるということにいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:32	続きまして 3 ポツです。その他でございますが両括弧 1、稼働元の入港につきましては原則平日、通常勤務時間体といたします。
0:13:41	続いて、両括弧 2 ですが、発電所で重大事故等が発生した場合は、すでに有効してる稼働元につきましては、立ち会い人と随行の上速やかに敷地外に退避させます。
0:13:51	また、新たに稼働元を敷地内に入港させないというふうな対応をとります。
0:13:56	続きまして、ページ 275 ページ目です。
0:14:00	両括弧 3 でございますが、立ち会い人等については、化学物質の管理を行うものであって、重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応するという事で定めます。
0:14:10	なお化学物質の管理に当たっては、保安規定に基づく教育訓練を定期的に行うことによりまして、立ち会い人等は化学物質の取り扱いに関して十分な力量を確保するという事で対応して参ります。
0:14:23	はい。続きましてページの方、276 ページ目です。別紙の 11-2 でございますけれども、こちらの方は実施体制等及び手順でございます。
0:14:33	まず 1 ポツの実施体制でございますけれども、こちら、こちら、276 ページ目の方に第 1 図ということで実施体制の方をお示した形となっております。
0:14:44	第 1 図ですけれども敷地内可動元から有毒ガスが発生することを想定しまして、当直の防護を迅速に行うため、当直発電長が防護措置を実施することを定めた。
0:14:55	形で実施体制を構築いたします。
0:14:59	図の方でございますけれども、まず第 1 段目として検知というふうなことになると思います。こちら立ち会い人等からの異臭、体調不良者発生等の情報を、まず当直発電長の方が受けまして、
0:15:10	こちら受けた情報を、連絡責任者の方に連絡をいたします。こちらの方は平時の勤務時間中においてはプラント管理マネージャーといったところで、連絡責任者の方を定め、こちらの方に連絡をする形となります。こちら受けた連絡責任者から、
0:15:26	総括債権者の方に、発生の情報について、人員の方がありまして、責任者の方は、災害対策本部の設置ということで、指示を出すということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:37	その下の段落になりますけれども防護措置の指示ということで、災害対策本部長の方から、その下の欄になりますけれども防護措置の実施ということでの指示がとります。こちらは、
0:15:50	運転以外の運転初動要員に対しては全面マスクの着用の指示、それから全入構者に対しましては所内放送等によって退避の指示を行うということになります。
0:16:01	なお、検知をいたし検知の情報を受けました当直発電長につきましては、
0:16:06	こちらの方、期間の当直の運転員に対して防護措置として全面マスクの着用の指示の方を行います。また、は当直発電長から入構者に対してページング等を用いて退避、それから立入規制等のそういった指導を行うと。
0:16:21	というようなことで、実施体制を構築することにいたします。
0:16:25	続きまして 277 ページ目でございます。こちら上段の方に第 1 表の方で防護対象者と病院の方の名称の整理の方をお示しする形となっております。
0:16:36	また、それと、引き続いた形になりますけれども、その下段に第 2 図ということで、災害対策本部の全体体制側の方ですけれどもこちらの体制図の方をお示しする形で整理してございます。
0:16:49	まず、第 1 表でございますけれども、一番上の段になりますが、運転ポツ初動要員でございます。こちらの方で当該第 2 発電所において対応要員の方の故障の方の整理をこちらの一覧の方で示させていただいておりますが、
0:17:03	まず当直の運転員につきましては、何、その右の列に示している通り、7 人というふうな人数でございます。
0:17:10	なお※1 度ちょっと触れさせていただいておりますけれども、この 7 人という数字については、運転時の人数でございます。停止中におきましては 5 人というふうな人数になります。
0:17:21	その次でございますけど情報範囲として中央政府新城中枢要員がこちら 1 名でございます。
0:17:28	そして、その下でございますけれども災害対策要員の初動の要員ということで、こちらの要員は 4 人おります。なおこの 4 人なんですけど、中央制御室のほうに常駐している情報班員 1 名も含んだ数でございます、野木西条ちょっと、
0:17:44	見少し、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:47	記載が丁寧ではないかなというふうなところがございますが実際的にはこちらの方、初動ポツ、初動要員というふうなことで、人数を数えますと、当直の7人と、
0:17:58	災害対策要員の初動の要員4人というふうなことで、11人というふうな人数でございます。
0:18:04	中央制御室のほうに常駐して情報範囲は、最緊急時対策所の方にいる要員とはちょっと異なるものですからこの列の方を少し工夫、整理しまして明記させていただいたというふうなところです。
0:18:18	少し人数の記載の方について丁寧でなかった点についてはちょっと修正させていただきたいと思います。
0:18:27	ただ、後で聞こうかと思ったんですちょっと割と、
0:18:31	最初の整理で重要なところなんで今ちょっとコメントします規制庁長屋です。
0:18:36	ちょっと確認したいんですけども。
0:18:39	まず
0:18:40	災害対策要員、括弧初動要員、1人いますよね。ごめんなさいちゅ中央制御室に
0:18:49	常駐してる人が1人って言われてるんですけど。
0:18:53	これってその運転員の7人はわかるけど、この、この人っていうのは、緊対所からそういう誘導ガスの漏えいとかが起こったときに、
0:19:05	初めてその中操に行くん行って駐在する人なんじゃないんですか。ちょっと私そこが、最初の説明がないんでわからないんですけど。
0:19:14	はい。今ほどご質問ありました情報範囲の中央制御室常駐という人数、1名でございますが、有毒ガス発生を受けて中央制御室に向かうものではなくて中央制御室にあらかじめ常駐している要員でございます。
0:19:27	規制庁長江です。それはそういう人がいるんですか。
0:19:34	衛藤原燃の鈴木です。新規制対応で、これから確保するというところで許可を取っております。これ3.11の時にやっぱり発電長運転長、運転員ってのは非常にバタバタする、対応操作でバタバタするので、
0:19:47	実際に緊対所とかに今発電所が置かれてる状況であるとか、プラントパラメータはこうなってるよっていうのをですねダイレクトに伝えるような要員を確保した方がいいだろうという3.11の教訓として、
0:19:58	当社がこれからやってこうということで、SAの対応の時に許可を取ったと、これで許可を取ったというものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	規制庁長井です。そうすると何かもう少しして丁寧な注記っていうか、それ、それがないとやっぱり、私みたいに、そこまでか、理解してない人は、
0:20:17	勘違いするんじゃないかと思ったんですね。ちょっと、
0:20:20	すいませんここで止めちゃってあれなんですけど、
0:20:27	はい。今ほどご指摘いただきましたようにこちら代表についてはもう少し記載の方、的確に表現の方、まとめたいと思います。
0:20:51	はい。それでは続けて次の真ん中の中段の列にございますけれども、運転ポツ指示要員についてご説明の方させていただきます。当直の運転員の方の人数については上段と変わりません。
0:21:04	災害対策要員の方ですけども指示要員の方が、こちら 48 名ということになります。なお、上段で説明した通り、情報班の調整率の常駐の人数を含んだ数字となっております。
0:21:17	こちらでですね、第 2 図側の方の体制図でございますけれども、こちら、鶴、オレンジ色の線で指示要員という人数を囲っているものがございます。こちらの者たちが、
0:21:35	40、
0:21:37	8 というふうな人数でございますが、あ、失礼しました。今、表現のところで、情報班員の方の中央制御室の方の要員が、この線の線上では少し外れた形でございます。
0:21:50	こちらのところの紙記載についても、先ほどの表の方の整理と含めて、少し適切に表記させていただきたいと思います。
0:22:01	続きまして第 1 表の方の 3 段目の台数でございます。運転凸対象要員でございます。こちら当直の方の運転員は変わりません 7 名でございます。それから対外対策の要員でございますがこちらの方の人数の方、
0:22:14	江藤、こちら、記載の方ですね、103 人というふうなことで表示整理させていただいてますが、こちら、すいません。
0:22:23	人数の方を改めて考え直してみるとこちら 92 人という数字でございます。こちら災害対策要員の方、対象要員というふうな列で食わせていただいておりますが、これが対第 2 図側の方の体制図のところを少し右上側の方の
0:22:39	紫色の字でございますけども対処要員というふうにくらせていただいているこの線で囲まれている人数を数えた人数でございます。
0:22:51	こちらの方の人数が 92 人ということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:56	全体の体制として災害対策要員というのは、合計で東海第2だ、111名を想定しているのですが、こちらの人数の中から、障害の方で活動を行いますオフサイトセンターの要員の八名、それから、
0:23:11	自衛消防隊の方の要員が今回の対象要員の方の要員とは別でございますので、そういった合計して19人が除かれることとなりますことから、災害対策要員として、対こちら人数については90人という数字が正しい数字となります。
0:23:26	こちら記載の方、修正させていただきます。
0:23:32	続きましてページの方、おめくりいただきまして278ページ目でございます。
0:23:38	2ポツ実施手順でございます。
0:23:42	敷地内可動原課の有毒ガス防護に係る実施体制について、ご説明の方させていただきます。まず中央制御室、当直に関する実施手順でございます。
0:23:52	土曜(1)で当直発電長が立ち会い人等から異臭の連絡、またはドイツエリアでの複数の体調不良者の発生の連絡を受けた際、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、当直の運転員に対して、全面マスクの着用を指示、
0:24:06	それからページング等を用いて、前乳井記者に対して対比、それから当該建屋への立ち入り規制を実施するなど、を行います。また、
0:24:15	通報連絡責任者の方に連絡をいたします。
0:24:19	続きまして理由(2)です。当直運転員は定められた手順に従いまして全面マスクを着用いたします。
0:24:25	続いて両括弧3です。前乳井記者については立ち入り規定に従い、対比を行うという形になります。
0:24:32	続きまして下の段落でございますが、緊急時対策所の当直運転員ですけれどもそれ以外の運転、ポツ、初動要員体制に関する実施手順でございます。
0:24:44	こちら手順の方の流れが続いてございますので両括弧4から始まります。両括弧4で連絡責任者は、当直以外の運転ポツ指示要員を招集いたします。
0:24:54	両括弧5で、総括責任者、平日勤務時間中については、発電所長、またその代行者については、有毒ガスによる影響が考えられる場合は災害対策本部を設置いたします。
0:25:07	続いての両括弧6です。災害対策本部長。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:10	または、発電所長またその代行者ですけれども、当直以外の運転ポツチ事業に対して、全面マスクの着用を指示します。
0:25:20	続けて両括弧 7 です。災害対策本部長は、所内放送等により、全入構者に対して退避の指示いたします。
0:25:28	続いて両括弧 8 です。運転以外の運転ポツ指示要員は定められた着用手順に従いまして、全面マスクを着用いたしまして、両括弧 9 で、全入構者は退避を行うという流れでございます。
0:25:40	以上が別紙の 11-2 のご説明でございます。
0:25:43	続きまして、ページ 279-別紙 11-3。
0:25:47	敷地内可動下に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順についてご説明させていただきます。
0:25:55	まず 1 ポツで実施体制です。敷地内可動下に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制については、下の第 1 図に示させていただいております。
0:26:06	まず収束活動の依頼については中央制御室の当直発電長の方から、収束活動の依頼を、担当室の方のマネージャーに対して指示を依頼を行いまして、
0:26:17	収束活動を災害値、当室のマネージャーは、機関の収束活動要員に対して指示を行います。
0:26:27	指示を受けた収束活動要員については、その完了の報告の方を担当室マネージャーに行いまして、その完了状況についてを、当直発電長の方に連絡をするという流れでございます。
0:26:39	続けて 2 ポツ、実施手順でございます。
0:26:41	敷地内可動下に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施手順を以下の通りといたします。
0:26:47	まず一番ですけれども、敷地内可動原課の有毒ガスの発生による異常を検知したことの連絡を受けた当直発電長は、担当室マネージャーに有毒ガスの発生を収束させるための活動を依頼いたします。
0:26:59	2、2 番で担当室マネージャーは、収束活動要員に全面マスクの着用を指示するとともに、有毒発の発生を収束させるために必要な措置の実施をするよう指示をいたします。
0:27:12	3 番です。収束活動要員は担当室マネージャーの指示により、全面マスクを着用するとともに、有毒ガスの発生を収束させるために、速やかな希釈等の措置を実施いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:24	4番で、担当マネージャーの収束活動に時間を要する場合については、必要に応じ酸素呼吸器の着用を指示するなど、措置指示を行います。また収束活動要員は担当者マネージャーの指示により、酸素呼吸器を着用いたします。
0:27:39	5番です。収束活動要員は有毒ガスの発生が収束したことを確認後、担当室マネージャーに、活動の完了を連絡いたします。
0:27:48	連絡を受け、6番で搬送しマネージャーは有毒ガスの発生の発生が収束したことを当直発電長に連絡をいたします。
0:27:56	7番で当直発電長は、当直の運転員に有毒ガスの発生が収束したことを連絡し、緊急時対策所に災害対策本部が設置されている場合については、
0:28:07	災害対策本部長へ、有毒ガスの発生が収束したことを連絡いたします。
0:28:11	8番で災害対策本部長は、災害対策要員の市場員に、
0:28:15	有毒ガスの発生が収束したことを連絡いたします。
0:28:20	続いてページ 280 ページ目でございます。
0:28:23	ページをめくりいたしまして 3 ポツのその他の内容でございますが、収束敷地内可動部に対する有毒ガスの発生を収束させるための活動イメージについて、水の方で示させていただいております。
0:28:35	なお収束活動要員については重大事故対策に必要な要員以外のもので対応するというので、体制を構築いたします。
0:28:48	続きましてページの方に 181 ページ目で別紙 12-1 の方をご説明させていただきます。既設発生数有毒ガス防護に係る実施体制及び手順でございます。
0:28:59	1 ポツの実施体制です。予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制を 1 図二一、それから防護対象者の要員の名称等についての整理を第 1 表において示させていただいております。
0:29:10	こちら以降、282 ページ目以降のところ、お示させていただいております。
0:29:17	それから防護対象者と災害対策本部の再生の関係については第 3 図、4 図において示させていただいております。
0:29:24	まず、位置図についてですが、発電所周辺監視区域内で予期せず、有毒ガスが発生することを想定しまして、当直の防護を迅速に行うため、当直発電長は、防護措置を指示することを定めるというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:38	それからニーズについては、発電所の周辺監視区域外で予期せず、有毒ガスが発生することを想定しまして、災害対策本部長が防護措置を指示するということを定めたものでございます。
0:29:49	まず第 1 図の方の実施体制、周辺監視区域内の物図でございますけれども、こちら構成の方については、先ほどご覧いただいた別紙 11-2 の方の実施体制と、
0:30:01	方法同様でございますが、まず検知の方につきましては発電所入構者からの、
0:30:07	異臭、体調不良者の発生の情報を当直発電長の方が、連絡を受けまして、その発生の情報の連絡についてを、連絡責任者の方に連絡をいたします。
0:30:18	平日の日勤時間THAI中においてはプラント管理マネージャー、休日夜間等につきましては通報連絡要員としております情報班の方の要員に対して連絡を行います。
0:30:30	こちらの連絡については、総括責任者の方に連絡が繋がるという流れでございます。こちら平日の勤務時間体について発電所長またはその代行者、
0:30:41	休日夜間においては統括待機当番者といった要員に対して連絡がいく流れでございます。
0:30:47	以上が検知の方の流れでございまして、続いて、防護措置の指示のフェーズでございます。
0:30:52	こちらは、災害対策本部長の方から指示がおりるという形になります。
0:30:58	防護措置の方の対象者の方は、そちら防護措置の実施の方の列の欄の方で示させていただいておりますが、まず本部長の方から、自給式の呼吸用保護具の着用の指示の方を運転員以外の運転ポツ初動要員に対して行います。
0:31:13	また、所内放送等により、全入居者に対して退避の指示を行うという形になります。
0:31:20	なお、検知の方の連絡を受けた所属の発電長は、機関の当直の運転員に対して自給四国用務保護具の方の着用の指示を行います。また、当直の発電長の方から全入居者に対して、ページング等を用いて対比、それから対地域性の方の指示を、
0:31:36	連絡するという形でございます。以上が第 1 図でございます。
0:31:41	続いてページをめくっていただきまして 282 ページ目でございます。
0:31:46	こちら第 2 図でございますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:48	実施体制の藤周辺監視区域以外のものがございます。
0:31:54	こちら構成の方は方法の同じでございますが、異なる点につきましては、まず情報等、医師報道等により、異音、異臭、体調不良者、そういった発生の情報の方を
0:32:07	勧奨または発電所員等が、情報の方を入手いたしまして、そういった入手した情報については、連絡責任者の方に伝達されるという形でございます。
0:32:19	こちら連絡責任者の方の構成につきましては先ほど述べた通りと同じでございます。そういった要因に対して、情報が伝達されましたらば、こちら連絡責任者の方から、統括責任者の方に、
0:32:31	発生の情報が伝わるという形になります。
0:32:36	そういったことで連絡し、総括責任者の方から今度は防護措置の方の指示の方ということでフェーズの方が変わしまして、災害対策本部長の方から必要な要員に対しての防護措置の実施の指示がございます。
0:32:50	こちらの指示をする要員等については先ほどのニーズ、第1図と同じでございますが、先ほどの1ずつお答え、ニーズは異なる点につきましては災害対策本部長の方から当直発電長に対して防護措置の指示がおりるという形になります。
0:33:04	こちら発生の情報が、第1図の方では、発生の情報が当直発電長の方が入りましたが、こちら、敷地、周辺監視区域外での発生情報というふうなことで、
0:33:16	所員の方からの入手というふうな経緯でございますので、本部長から当直発電長に対して防護措置の指示の方が下るというふうなことでございます。
0:33:25	また、その指示を受けた当直発電長から機関の当直運転員、また、全入構者に対しての指示がおりるというふうなことで、こちらの方は位置図と同じでございます。
0:33:40	続きまして第1章でございます。防護対象者の要員の名称等の整理でございます。こちらの方は、先ほど10ページの11の2の方で確認していただきました。
0:33:51	構成と同じでございます。
0:33:57	続いてページ283ページ目でございますが、第3図でございます。災害対策本部の初動体制の体制図でございます。
0:34:05	東海第2の方では災害対策本部の初動体制として合計39名で要員を構成することで、許可の方をいただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:15	こちらのうちですね、
0:34:18	緑の字の方で示させていただいております災害対策要員の初動要員というふうなことで囲まれている要員が4人ございます。
0:34:26	こちらの方の要員は名称としては、統括待機当番者1名それから現場統括待機者が1名。
0:34:32	それから通報連絡者の方で、緊急時対策所の方にいる情報班の要員が1名ということでこちらの要員が緊急時対策所のほうにおります。
0:34:40	先ほどからご説明させていただいておりますが、情報班の、通報連絡要員のうちの1名は中央制御室のほうに常駐するという形で初動の要員が構成されます。
0:34:52	また運転員につきましては、右側のところの青い枠囲みにある、
0:34:58	当直の運転員7名ということでございます。
0:35:02	続きましてページの方284ページ目でございます。こちら災害対策本部の全体体制側の方の細節の方をお示しさせていただいております。
0:35:13	災害対策本部の体制の方は、東海第2の方では合計111名で構成する形でございます。なお、指示要員、それから対象要員といったところの区分けの方につきまして、
0:35:25	先ほど11-2の方でご説明をさせていただいておりますが、少しちょっとこちらの方適正化の方させていただきたいと思っております。
0:35:36	続きましてページの方に185ページ目でございます。
0:35:39	2ポツの実施手順でございます。容器せず発生する有毒ガスの防護に係る実施手順は以下の通りといたします。
0:35:46	まず、周辺監視区域内の場合でございます。
0:35:49	中央制御室、当直の運転員に対する実施手順ですが、まず、一番当直発電長は、
0:35:57	発電所入構者より異臭の連絡または同一エリアでの複数の体調不良者の発生連絡をください。有毒ガスによる影響が考えない場合については、当直運転員に対して自給式呼吸用保護具の着用を指示するとともに、
0:36:10	ページング等によりまして全入居者に対して対比、それから当該建屋への立ち入り規制のほうを実施しまして、連絡責任者の方に連絡をするという流れでございます。
0:36:20	以降、2ポツの方で当直運転員が定められた手順に従いまして、自給式呼吸用保護具を着用し、3ポツで、全入居者は立ち入り規定に従って対比を行うという形でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:34	続きまして緊急時対策所の方、当直の運転員以外の運転ポツ初動要員に関する実施手順でございます。
0:36:41	4ポツですけれども、連絡責任者については、当直か、当直以外の運転POS初動要員の方を招集いたしまして、5番で、統括責任者は、有毒ガスによる影響が考えられる場合は災害対策本部を設置いたします。
0:36:55	6番で代替対策本部長は、運転員以外の運転POS初動要員に対して自給式コクヨホームの着用を指示いたします。
0:37:03	7番で災害対策本部長は庄内放送によりまして全入構者に対して対処を指示します。
0:37:08	8番で運転以外の運転ポツ初動要員は定められた着用手順に従いまして自給式呼吸用保護具を着用いたしまして、9番で全入構者退避を行うという流れでございます。
0:37:21	続きまして周辺監視区域外の発生元の場合でございます。
0:37:25	緊急時対策所の方の当直以外の運転ポツ初動要員に関する実施手順でございますけれども、まず一番で監視場、または、発電所員が報道等によりまして、発電所周辺における有毒ガスの発生情報を入手しましたらば、連絡責任者に連絡をするというものでございます。
0:37:43	以降2番で、連絡責任者は当直以外の運転POSショウジュ州初動要員を招集いたしまして、3番で、総括責任者は、有毒ガスの影響が考えられる場合は、災害対策本部を設置いたします。
0:37:56	4番で災害対策本部長は、当直発電所に対しまして防護措置を指示するとともに、当直以外の運転POS初動要員に対して自給式呼吸療法着用をいたします指示をいたします。
0:38:08	5番で当直以外の運転ポツ初動要員は定めた着用手順に従って自給式呼吸用保護具を着用し、6番で、本部長災害対策本部長は、所内放送等2を用いまして全入構者に対して、退避を指示いたします。
0:38:23	ページおめくりいただきまして286ページ目です。
0:38:26	中央制御室の当直に対する実施手順でございます。789で示させていただいておりまして7番で当直発電所長は、当直の運転員に対して自給式呼吸用保護具の着用を指示いたしまして、プレイングを用いて、全入構者に対して、
0:38:41	退避を行ったんす退避を指示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:44	8番で指示を、当直の運転員は、自給式呼吸用保護具を着用いたしまして9番で全入構者及び前乳井記者はサイヒョウを行うということでございます。
0:38:56	続きましてページおめぐりいただきまして287ページ目でございますが3ポツ、自給式呼吸療法の必要配備数量について、以下3ポツ1法人法で指示を示しております。
0:39:09	まず3とついて防護対象者の人数でございますが、中央制御室及び緊急時対策所における必要要員数から防護対象者となる人数の方を以下の通り設定しております。
0:39:21	こちら設定された人数の方は第2表で示させていただいております、中央制御室の方においては8人、緊急時対策所の方においては3人という人数でございます。
0:39:34	続きまして3ポツ2です。酸素ボンベ等の配備数量でございます。こちら酸素ボンベの使用から1人当たりの使用必要数量を算定いたしまして、全要員に対する配備水位を設定しております。
0:39:45	全要員に対する酸素ボンベの配備数量については、こちら下図の第3表の方で示させていただいております、配備する先につきましては中央制御室、それから緊急時対策所を想定してございます。
0:39:58	酸素ボンベですけれども使用の方につきましては1本当たり、360分持つ交渉使用時間のものを用意いたします。
0:40:07	こちら、酸素ボンベ1本当たりの使用可能時間の方は、今ほど述べました360分ということでございますので、1人当たりの必要酸素ボンベの数量につきましては、
0:40:19	6時間、把1掛ける60分、
0:40:23	時間は360分ということで、1人当たり1本ということで考えてございます。
0:40:29	つきましては中央制御室においては8本、緊急時対策所においては三本と想定して、
0:40:34	いうものでございます。
0:40:39	続きましてページの方、おめぐりいただきまして288ページ目でございます。別紙12-2でございます。一応既設発生する有毒ガス防護に係るバックアップ体制、バックアップの供給体制でございます。
0:40:52	1ポツでバックアップの供給体制でございますが、予期せず発生する有毒ガスに対し、予備ボンベの数字を確保しまして、バックアップ用のボンベとして配備いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:02	また、
0:41:03	さらに継続的な対応が可能となるように敷地外からの酸素ポンベの供給体制の方を整備いたしまして、バックアップの供給イメージについては、第二部の方で示しております。
0:41:16	予期せず発生した入力発生に係る対応が、
0:41:20	発生した場合につきましては担当室マネージャーは高圧ガス事業者に対しまして酸素ポンベの運搬を依頼いたします。
0:41:27	依頼を受けました高圧ガス事業者は酸素ポンベのほうを運搬いたしまして、発電所の入口等にて発電所イントの受け渡しを行い、発電所員伴発電所の敷地内へ運搬いたしますと。
0:41:39	いう構成でございます。まずバックアップの供給体制ですが、位置図のほうに示させていただいております酸素ポンベの運搬の依頼の方担当室マネージャーの方から、
0:41:49	敷地外の方の高圧ガス事業者の方に連絡を行いまして、5月ガス事業者の方から、発電所の入口まで運んでいただいたものを所員が受け取りまして必要な箇所の方に配備して受け渡していくということでございます。
0:42:03	受け渡し先については、当直運転員、それから当直の、災害対策本部の要員というふうなことで、それぞれ中央制御室、緊急時対策所といったところを想定しているものでございます。
0:42:15	そちらの方のバックアップの供給体制のイメージのほうを第2図のほうで示している形でございます。
0:42:21	続きましてページの方に189ページ目でございます。2ポツの予備ゴムです。
0:42:27	発電所に保管する予備ポンベの数量は高圧ガス事業者に連絡後、発電所に到着するまでの必要時間を考慮して設定してございます。
0:42:35	発電所に保管する予備ポンベにつきましては、約1日分を配備いたしまして、約12時間おきに、ひたちなか市の高圧事業者から充填されたサンプルポンベを受け取ることで、
0:42:46	受け取ることで対応が可能と考えてございます。
0:42:49	また、
0:42:50	このひたちなか市の方の高圧ガス事業者からの供給ルートについては、3図の方で類例を示させていただいております。
0:42:59	予備ポンベにつきましては、中央制御室及び緊急時対策所近傍等におきまして転倒防止等の対策を施した上で、対日いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:08	配備予定の場所につきましては、次ページの方になりますけれども4図及び構図の方で示させていただいております。
0:43:16	290ページ目でございますけれども、第4図の方でこちらの方の図中のところ、赤い確認のある箇所でございます。
0:43:25	また、下にあります第5図でございますけれどもこちら緊急時対策所の気中の方に配備するというので考えているものでございます。
0:43:35	以上が別紙12-2でございます。
0:43:44	日本原電の森です最後になりますが、本文のまとめの方を説明させていただきたいと思っております。
0:43:56	すいませんちょっと1回ここで質疑させていただきたいと思っておりますちょっと確認させていただきたいんですけれども、
0:44:03	表が比較表だと小さいので、
0:44:07	まとめ資料の、
0:44:11	439ページでちょっと確認させてください。
0:44:16	先ほど、
0:44:19	口頭でお話もあつたんですけれども、
0:44:24	衛藤。
0:44:25	防護対象者の要員名称と兵頭、あとその第3図第4図との関係をちょっと教えていただきたくて、
0:44:33	まず運転初動要員から言うと、当直7人ですと、情報班員1人と、災害対策要員4人ですっていうやつなんですけれども、
0:44:46	この情報班員っていうのは、第3図でいうと、
0:44:52	一番下の、
0:44:54	ところの、書いてある括弧1名っていうので第4図だと、この注釈がついてる人達っていうふうに理解して良いんですか。
0:45:05	はい。今ほどご発言があつた通りでございます。
0:45:09	わかりました。衛藤。
0:45:15	当直の、
0:45:17	そうす。災害対策要員の中に
0:45:25	ごめんなさいそうするとこの、
0:45:27	表の災害対策要員の確保初動要員か、4人っていうのでこの第3図でいうと、
0:45:37	緑の枠の中、
0:45:39	そうするとその情報班員の1人、
0:45:42	ていうの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:44	これはどういう値わけなのかちょっと。
0:45:56	はい。今ほど、発言があった箇所でございますけれども、災害対策要員の初動要員の方、正確には三名ということでございます。
0:46:06	あ、わかりましたそうすると第3図の緑色の範囲っていうのは、第4図の緑色の範囲とは違う。
0:46:17	この紫の点線っていうのは第4図の方はいなくて、第3図でしか出てこない組み合わせってことですか何かそれちょっと関係性がちょっと第3、第4図の関係性もちょっとわからなくてですね。
0:46:32	第3図の方で示させていただいて緑の線のもの、第4図の方で示させていただいている4図、緑の線の枠囲みの方の内容とは確かに異なるので、
0:46:44	表記的にはちょっと5階を確かに、
0:46:47	済んでしまう。飯野使いだっただかなと思いました。はい。
0:46:53	わかりました。ただ、その災害対策要員っていうのは、
0:46:57	3人なので、情報の方はこの枠から緑の悪化除かれるっていう理解はしてよろしいですか。
0:47:07	衛藤災害対策要員の囲みの中ではございますこの中央制御室の方に、通通報連絡要員として常駐はいたしますけれども、
0:47:18	災害対策要員の構成のメンバーではございます。
0:47:28	ミヤマですけど、もうこれちょっとね、よく整理した方がいいと思っていて、
0:47:34	これ事業者の思いでこれ書かれてるので、
0:47:37	比較表でいうと、
0:47:40	ちょっと282ページ見てもらえる。
0:47:46	これ9、先行の女川とよく見てもらったほうがいいと思うんだよね。
0:47:52	女川の日が一番初めが今ガイドでの交渉書いてあって、対応要員の故障書いてあって人数が書いてありますよと。
0:48:01	運転員及び発電所対策本部要員、運転員の初動カッコ要員って、
0:48:06	後は、誰なんですかっていうところが、そもそもこれ情報班員というのは災害対策要員の1人ですよ。
0:48:15	そういうことであれば当直と災害対策要員にしかならないんだよね、記載エダ。
0:48:21	で括弧初動要員プラス情報要員でもいいけど、そういう表現でやらないと、災害対策要員から独立して情報範囲がいるように見えるわけですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:31	それが他の三つも同じで、要は情報班員がいるいないは別にそれほど私は気にしてないんだけど、災害対策要員の1人ですよと。
0:48:42	であればその左側の、女川のそもそもの整理と合わせないと、頭に自分でこういうふうな整理をされてしまうと我々これどういうふうにカウントしていいかわかんないってことなんですよ。
0:48:54	それが同じように、この
0:48:57	ここは比較してるから、明確になってるんだけど 277 ページみたいに比較対象がいないと。
0:49:03	独自のやつを作っちゃってるわけですよこれ。
0:49:07	そうすると基準上の適合性これじゃ判断できないわけですよこれね。
0:49:11	なので、先行をよく見てくださっていうのが一つと、もしここちょっとさつき気になったんだけどこれって、女川がたまたま敷地に高低権とか角議員がないので、ないんだけど、
0:49:23	当然島根とか柏崎はあるはずなんですよね。あるプラントもあるので、しっかりそれで比較して、本当にその中身が適切なのかっていうのをよくやらないと、
0:49:36	独特なものを作ってしまうと我々判断困るので、そこはよく確認してくださいいいですか。
0:49:42	承知いたしました。
0:49:49	うん。ほんであとね、もう、もう一つ言うと、
0:49:55	当直括弧運転員等当直運転員っていう表現があって、正式なのは当直括弧運転員だったら当直括弧運転
0:50:04	っていうのに合わせていかないと、その
0:50:08	手順のところでは当直運転員っていう表現になっていて、その表の中と手順の中で、あの人の呼称が変わってしまうっていうのは、一番よくないので、
0:50:18	そこはよく確認してください。
0:50:20	あともう一つ言っておくと、282 ページよく見てもらえると、これ非常に会社の永岡区わかりやすく書いてあるのは、
0:50:28	運転ポツ対象要員のところ見てもらうといいと思うんだけど、
0:50:33	人数の考え方が運転員で7名ね。
0:50:36	で、発電所対策本部要員括弧運転員除くなんです。この書き方をすると結局、先ほど言ったように、災害対策本部要員の中に運転員入ってるんだけど、この当時、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:47	この時には、だけど運転員は除かれ上にいるので除くってという表現でわざわざこれ工夫して書いてるわけですよ。
0:50:53	だからそういうのもよく見てもらった方がいいかなと思ってますよ。
0:50:57	終わります。
0:50:58	その辺をよくちょっと検討していただければいいかなと思う。今のままだとちょっともう、東海第2の独自色が出すぎて、我々ちょっと困っちゃうところがあるので、
0:51:09	すいませんけどその辺の内容をよく確認してください。
0:51:13	以上です。
0:51:16	現在です化粧しました当直運転員と当直括弧運転って実はSAのときから、用語を使い分けて二つの要望を実は使ってたんですけど、ちょっとその辺もよりわかりやすくちょっと考えたいと思います。
0:51:29	はい。規制庁のです。今のところに追加して、運転指示要員の時だけ、この第4図のところで
0:51:38	情報班員が除かれていて、下災害対策要員括弧指示要員ってなってるので、ここはちょっと書き方を気をつけた方がいいのかなと思ってます。ていうの運転初動要員と対処要員って、
0:51:53	災害対策要員の中に指示を集め線へと情報班いるんですけど、この黄色の枠が、
0:52:00	ちょっとここが、こっとしてるところがちょっと整理していただきたいなと考えています。
0:52:08	はい、承知いたしました。
0:52:11	あ、規制庁のです。あと、先ほど宮本が言ったのと一緒に私もちょっと確認させていただきたかったんですけども、
0:52:18	このまとめ資料とかの前半の方の58ページとかで、
0:52:26	表の中だと括弧当直括弧運転員となったり、
0:52:33	58すみません63ページ瀬下の番号で言うところの、
0:52:38	2パラのところだと、前年マスクの人が当直運転員とかなったりするので少し
0:52:47	文章は適切化していただきたいと考えています。以上ですこの比較表に限らず本文のところの図とかその表の中とか、文章とかでも、結構そこが入り乱れてるので、
0:53:01	その辺はすいません適宜修正してください。以上です。
0:53:07	承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:29	有毒ガスの審査自体は今対象要員と、要はこの三種類の要因が明確になればいいので、そうするとさっき鈴木さん言われたように 1.0 で確かに複雑に説明してるんだけど、
0:53:42	あまりそこまでの必要性はなくて対象要員が明確になってその人数がピックアップされてればいい、いいので、そこは少しその向かを図ってもいいかなと思います。
0:53:54	承知しました。
0:53:57	あと規制庁の長江です。ちょっと私も比較表じゃなくてまとめ資料で大きい図の方でちょっと読んでたんで、
0:54:08	まとめ資料の右下にあるページの右下にある 61 ページ、ところで、
0:54:15	井戸が佐々清野検出って括弧 1 のところの、
0:54:20	ところで、
0:54:22	ちょっと書いてることがですね
0:54:25	下の方にしたがるののところなんですけど、特定した敷地内可動園が発電所構内に入港する場合は、発電所員括弧。
0:54:34	薬品受け入れ作業をする担当主室員が、
0:54:38	発電所入構から薬品タンクへ受け入れ完了まで随行立ち会いする。
0:54:45	ことで速やかに有毒ガスの発生の検出を可能とすると書いてるんですよ。
0:54:49	で、
0:54:50	これを、これを、別紙の 11 になるとね、
0:54:56	まとめ資料の 430 ページなんですけど、
0:55:00	この第 1 図のところで、
0:55:05	入稿仮称の
0:55:08	ところに担当指数から、
0:55:11	その立ち会い人通っていけない出てくるんですよ。
0:55:14	立ち会いに通って立ち会い人自体が何かわかんない人もわかんないんで、
0:55:19	これって立ち会い人等とここ、ここの図、430 ページの図では出てくるんですけど、
0:55:24	56 ページで出てくる、その 20 日発電所員括弧、
0:55:30	医薬品受け入れ作業をする担当室員、
0:55:34	ていうのが急いだと思うし、
0:55:36	担当室から矢印が来てた立ち会い人等じゃなくて、後の 11-2 とか 11 の何とかシリーズだと、担当者のマネージャーっていう言葉で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:49	整理されてんですよね。だから、その用語をね、
0:55:54	皆さんコロコロ変えてるんですよ。だから、あのさ、先ほどの一連のコメントと整合するんですけど、
0:56:01	きちんと統一した用語で曖昧な用語を避け、避けていただくようにちょっと、
0:56:11	ちょっとこの図とかね、その中身の正誤、後ろの別紙と、その
0:56:16	説明の本文との整合性とかね。
0:56:19	ちょっとそれも注意して、
0:56:21	見ていただきたいと思うんですよね。
0:56:24	それとこの
0:56:26	別紙の 11-1 で言うとね、何ていうかな、角タイトルがその稼働ん
0:56:32	敷地内可動元に対する有毒ガス発生の検出のための実施体制及び手順ってこう書いてるんですけど。
0:56:39	実態としてはね、
0:56:42	有毒ガスの受け入れ体制じゃないかと思うんですよそれで、
0:56:46	kれ体制、受け入れ時については、その担当してるし、担当し、ガスを担当してる担当室の発電がちゃんと
0:56:57	受け入れからずっとね、入庫からずっとタンクの投入まで全部、
0:57:04	やる、やるから大丈夫だよねっていうそういう話になってるっていうことで理解してるんで、
0:57:09	ちょっとその辺で何かあんまりこう、その検出のための実施体制とか手順っていう、ちょっとあんまりこう、何か
0:57:17	タイトルしてなじまないかなっていう、ということです。
0:57:21	ちょっとこの別紙 11-1 については、ちょっと今のコメントです。
0:57:34	日本原電の森です。今ほどご指摘ございました担当室担当マネージャー個人の名称とかを、まず整合すること。あと、別紙 11-1 の、
0:57:46	題名につきましては先行電力に合わせて記載させていただきましたが、ちょっと内容も加味して、題名変更と検討させていただきます。以上です。
0:57:57	提供の流れですそれよろしく願います。それとあと、
0:58:01	実施手順の中でねなんていうのが一番重要なこととしてちょっと抜けるのかなと思ってちょっとどっか見てたんですけど、
0:58:10	結局受け入れて丹空に
0:58:17	有毒物質をこう入れる入れて、もうとりあえず終わりなんですけど
0:58:21	もし敬礼の時にね、漏えい等の異常があったら直ちに中央制御室に連絡するとかっていうそういうそういう何か文言がどっかに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:31	いるのではないかと思うんですけど、そうしないとその検出とかっていうのが 1.2 項によってなされるわけであって、そのとき、この段階でその、
0:58:41	当然立ち会ってるんで、或いはずっと随行してるんで、その以上は必ずわかって、その
0:58:48	手順としては受け入れのときに、受け入れの、そのときのタンクに入れるまでですね上で終わるまで、その異常がないってと、その途中で、もし異常があったときは、
0:58:59	中央制御室にすぐ運転員に連絡するんだっていうそれが必要じゃないかと思ひ、思うんですけどいかがでしょうか。
0:59:08	日本原電の盛です。確かにこの別紙 11-1 の研修のための実施体制ということであれば確かにそこまで必要かと思ひますので、そこに関しましてはちょっと内容を確認し、衛藤記載としたいと思ひます。
0:59:23	以上です。
0:59:25	社長の荒ですよろしくお願ひします。
0:59:29	ちょっと続ひ、続ひて
0:59:32	何ていうかやっぱり手順のところのところ、
0:59:37	えっとですね。
0:59:45	そのまとめ資料の通しのページで 62 ページのところ、
0:59:51	(3)で、防護措置に関わる防護措置っていうのが下。
0:59:56	(3)で、60、60。
0:59:58	2 ページまとめ資料のハの方の、
1:00:03	ところに書かれてて、
1:00:07	ここの構成で片括弧 1 でね、62 ページの方(1)で換気空調設備の隔離及び、
1:00:15	防護具等の配備って書かれてて、それが片括弧 1 で、
1:00:24	それで、
1:00:25	64 ページ、通しの 64 ページで片括弧 2 で敷地内の有毒化学物質の、
1:00:33	処理、処理等、
1:00:36	処理等が、
1:00:38	(2)ですかね
1:00:40	この防護措置っていうのは、換気空調設備を隔離したり、防護具を全面マスクを
1:00:50	つけるっていうことを、
1:00:53	が主体なんなんと思うんですけど、ここの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:59	64 ページの有毒化学物質の処理ですね中和したりなんか進めたり、何、何とか増えたりとかっていうやつだと思うんですけど、
1:01:09	ここうも一応、
1:01:11	防護措置っていう枠の中で
1:01:14	まとめられるっていうそす。この、これは入ってるっていうそういう理解ですかね。
1:01:21	日本原燃の盛です。その通りでございます。
1:01:29	するとね、規制庁ナガエそうすると、
1:01:32	別紙Cの
1:01:36	4、通しで 432 ページ。
1:01:44	40232 ページに、有毒ガス防護に関わる実施体制及び手順で書かれてる、別紙 11-2 があるんですけど、
1:01:53	小高は、書かれてる図の第 1 図は、
1:01:58	その全面マスクの着用と、空調、
1:02:01	まだかな、書かれてるのは
1:02:06	そうですね。ここは全面マスクなのかな。次のね、おそらく、文章中には中操のその手段の話も角井の話もあるんですけど、
1:02:19	435 ページ 2、別紙の 11-3 人。
1:02:24	敷地内可動エンター自動化学物質の処理等の措置に関わる自主対策手順と書かれてて、これは全く別の、11-2 との関係がわからなくて、私は
1:02:36	ばっかり見てたんで中心に、処置処理っていうのは、
1:02:41	その防護
1:02:43	有毒ガス防護と別にあると思ってたんですけど、今の本編中の
1:02:50	スクリーンの関係でいくと、処理までが防護だとおっしゃるのであれば、
1:02:55	この 11 と 11-2 と別紙 11-2 と別紙 11-3 を合わせた形で、
1:03:02	中操の隔離等、全面マスクの着用と、
1:03:06	処理っていうのはその一貫してこう書かれてないと、
1:03:12	手順書にならないと思うんですけども、体制とかですね。
1:03:17	ちょっとその、その辺はいかがなものでしょうか。
1:03:22	日本原燃の森です。別紙 11-2 の実施手順のところにつきましては、
1:03:31	確かに
1:03:32	第 1 図と、2 ポツの実施手順のほうの記載内容がちょっと合っていないので、そこに全面マスク着用とかあと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:43	換気系の隔離等々を記載いたします。また就職活動につきましては、ちょっとあの図を見直しまして、どのように記載するかまた検討させていただきます。以上です。
1:03:57	前です
1:03:58	要は処理、処理っていうものとね、その防護措置っていうのは、必ずしもその何ていうかな、一緒に閉じる必要はなくて、
1:04:09	防護措置でも、その処理、処理っていうのは、現場の基本的に後始末とか、そういう収束活動であって、
1:04:17	大事なのは、その中操と中操と緊対室にいる人に被害が及ばないっていうことが、防護の下であるから、あんまり
1:04:27	なんていうか、防護っていうのには、むしろ私は外れ外れてもいいのかなとちょっと、もともとこれあれでしたっけ、ガイドがそういう書き方してるからこうしてるっていうことですか。
1:04:39	日本原燃の盛です。ガイドの方で防護措置の一つとしてありましたんで、本文の方でそのようになってるんですけども、ちょっと本文も、もう一度ちょっとガイド内容見直し見てみまして、
1:04:52	本文の方とお確認いたします。
1:04:56	規制庁の長江です
1:04:57	必ずしもその外延ガイドがすべてその性を言ってるわけじゃなくて、その1通のプラクティスとして、考え方を提示したりっていう、
1:05:07	ところもあるんで、そのあと皆さんちょっとわからないんですけど
1:05:12	千賀専攻のことも気にされてるのかもしれないんですけど、ちょっと今の整理論として、というのがちょっと、
1:05:20	私あんまりその先行例が、どこまでいっても見てないんでわからないんですけど、
1:05:26	ということで、ちょっと、
1:05:31	規制庁運用です今永井の方の指摘も踏まえて、
1:05:36	本文側っていうのはあまり先行に合わせる形で多分書かれているので特に大きな変更はあまりしない方がいいかなと思うんですけどこの添付別紙については、やはり事業者、今指摘を踏まえて、
1:05:50	何らかの工夫はした方がいいかなと。
1:05:53	本来あるべき姿にするっていう意味であれば長井の指摘も踏まえて、やっぱりその仕分けの考え方ってのは別紙の方では特にしても問題ないかなと思いますので、
1:06:05	もう少しちょっと工夫してもらった方がいいかなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:10	江藤元のスズキでしようしましたちょっと工夫はしたいと思います。ただあのですね本文の方がおそらくガイドなんかの記載をもとに書いているのでこういう整理になるとすると、
1:06:20	さっき長屋さんがおっしゃった必ずしもその処理の方の話は防護とはリンクさせなくてもいいんじゃないかっていうことなんですけど本文が防護の中に入れるということであるならば、
1:06:30	長井さんのご指摘であった、別紙の 11-2 っていうのが、432 ページですか、これが防護に係る実施体制及び手順なので、
1:06:41	逆にこの防護の中に、11-3 の処理が入らないと、逆にその本部側と合わなくなるので、ちょっとその辺考えて、
1:06:49	そちらの 11-2 の方と、11-3 を統合するとか、そのようなことも含めてちょっと検討したいと思います。以上です。
1:06:58	いいですか。規制庁長井です。これってゆくゆくは別紙の 12 と 11 とか、なんていうのは、実際使うようになってその細かな
1:07:10	その作業手順書とかそういうのになるわけですよ。だから、
1:07:13	その辺の時にその何ていうか結局使うの皆さんなんで、
1:07:18	実効的に最終的に使う手順書がね、のイメージをある程度持って、今から
1:07:26	考えた方がいい、いいと思うんですけどね。なるべく皆さんが使いやすいっていうことがやっぱ大事だし、その
1:07:34	作業しやすいってことがあると思うんでそ、そこがやっぱ一番大事、大事ではないかと思しますのであんまりその形式にこう縛られるっていうよりはもう少しフィックスに考え、
1:07:45	いろいろこう直していただければと思うんですけども。
1:07:51	承知しました。
1:07:52	仮に 11 と 2 と 11-3 必ずしもすん統合するかどうか、まだ決めてないんですけども統合する場合にも例えば棒措置っていうものの中に、いわゆるその処理以外のところの、その手順のところと、処理のところに分けて書く方法もあるでしょうし、その辺は整理の仕方だと思いますんでそこはちゃんと工夫しながら、
1:08:12	我々として困らないようなものにしたいと思います。以上です。
1:08:20	規制庁奈良です。よろしくお願ひします。からは、以上です。
1:08:29	宮本です。ちょっと繰り返しになって申し訳ねえと。
1:08:33	せっかく開いているので 441 ページのところの、
1:08:36	まとめ資料のところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:38	この情報班員というところもよく確認してくださいね第 2 表に書かれてる当直運転員と、ポツ、情報班員というところも、これだったら、当直員各運転員と災害対策要員括弧情報印可な、
1:08:52	表現は、それから最大災害対策要員しか書かないのか、その辺は工夫した方がいいと思うので、他も至るところにそういうところがあるので、よく確認してください。お願いします。
1:09:07	はい、承知いたしました。
1:09:12	医長の尾野です。私から最後に女川との今日ご説明いただいた資料の 284 ページで、
1:09:21	これだけ
1:09:23	指示要員の線の形が、これだけ確か違うので、ちょっと、
1:09:29	ご確認いただけたらと思います以上です。
1:09:33	はい、承知いたしました。
1:09:41	ナガエですついでにまとめ資料の 435 ページで、
1:09:47	処理処理のところ、別紙の 11-3 の何自治体数名なんですけど、
1:09:56	ここに 2 ポツで実施手順って書いてて
1:10:01	(1)で敷地内可動元からの有毒ガスの発生による異常を検知したこと等の連絡を受けた。
1:10:08	当直発電長は、担当室マネージャーに、有毒ガスの発生を収束するための活動を依頼するって書いてあるんですけど、一応、もうかなり緊急事態になってるんで、その発電長から、
1:10:21	依頼じゃなくてこれ指示だと思うんですよね。で、
1:10:25	指示を受けたその担当者マネージャーはその収束活動、
1:10:29	の措置を、
1:10:31	は、担当主任に指示は出していくっていう形でこの
1:10:36	開いてなんていうのは、ワードとしてはあまりふさわしくないと思うんで、その
1:10:43	ちょっとそういうところの、何か
1:10:47	ワーディングちょっと見直していただきたいんで、亀井市でいうと
1:10:52	江藤 400、通しで 432 ページの別紙の 11-2 のところの
1:11:00	先ほどの受け入れって話の続きになるんですけど、検知ってこう書かれてるんですけど、
1:11:07	これもどっちかっていうと検知をして、それから
1:11:12	ここ、ここはまさにその連絡体制の話になるんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:17	そういった最初の連絡っていう検知をして、検知だけしたって仕方ないんでそれが
1:11:24	キャンプちゃんと
1:11:27	発電し発電室の方に、発電所の中操の方にきちんと連絡されてなければ、始まらないんで、そういったところの
1:11:39	連絡っていうのはですね、本部の中には、連絡っていう言葉出てくるし連絡体制とか連絡設備とか出てくるんで、その
1:11:48	検知は人がやって、その連絡スルーっていう、そういうセットになってると思うんでちょっとその辺のなんかこう仕切りをつけてられるんでその辺ももう少し
1:12:01	本文と適切に合うような形でちょっと工夫していただけますか。
1:12:09	はい承知いたしました記載の方、本文とも成功させよう、工夫いたします。
1:12:15	よろしくお願いします。
1:12:22	規制庁の方でそれではまとめですかね、説明をお願いします。
1:12:30	日本原電の盛です。それでは本文のほうのまとめの方、
1:12:35	説明させていただきます。比較表の資料の 66 ページになります。ちょっとご指摘事項もありますがまずまとめ説明させていただきます。
1:12:48	まとめとしましては評価にあたりまして東海第 2 発電所内外の有毒ガス化学物質を特定し、防護判断基準値を設定いたしました。
1:12:58	敷地内敷地内外ご提言に対しては、漏えい時の評価を実施し、中央制御室の外気取入口等の評価点において、それぞれの有毒ガス濃度の防護判断値に対する和が、
1:13:11	1 を下回ることから、設置許可基準規則にて定義される有毒ガス発生元はなく、検出器及び警報装置を設けなくとも、運転員等は中央制御室等に一定期間とどまり、
1:13:25	支障なく必要な措置を止め、取るための操作を行うことができることを確認いたしました。
1:13:32	また敷地内可動減に対しましては、立ち会い人等の確保、連絡体制の確保、及び、中央制御室等への全面マスクの配備、着用手順、
1:13:43	手順の整備による防護措置を実施することで、中央制御室の運転員等の対処能力が著しく損なわれないことを確認いたしました。
1:13:54	その他の対応といたしまして、容器線の有毒ガスの発生に対応するため、自給式呼吸保護具の配備、着用の手順及び体制を整備し、
1:14:04	自給式呼吸用保護具用の酸素ボンベの補給に関わるが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:09	バックアップ体制を整備することいたしました。
1:14:13	また、有毒ガスの確認時の通信連絡設備の手順についても整備することいたしました。
1:14:20	今後、評価条件が変更となる場合や、新たな薬品を使用する場合には、固定元稼働元の特定フロー等をもとに、ガイドへの適合性を確認し、必要に応じて、
1:14:33	防護措置をとることを、発電所の文書に定め、運用管理するものいたします。
1:14:39	本日の説明は以上となります。
1:14:44	はい、ありがとうございます。
1:14:46	とりあえず、まとめは、
1:14:49	とりあえずこれで理解はしたんですけども
1:14:52	ちょっと気にしてるのは敷地外固定員の評価によってはちょっとまとめもまかり変わり得るのかなと思うので、ちょっとそちらの整理がついた段階で修正があればまた改めて、
1:15:05	ご説明いただけたらと思います。私からは以上です。
1:15:12	ちょっと紙に 66 ページのところの今の最後のところで、
1:15:16	一番最後から二つ目、評価条件が変更となる場合やって言ってるのは、
1:15:24	フローフローに基づきって言われると評価条件でフローに入ってたかっていうところなんだけど、
1:15:34	コテイゲンカドウゲンの特定フロー等のもことによって書いてあるのが、その
1:15:40	8 ページの、多分固定元の特定フローとかカード下の特定フローを指してるんだと思うんだけど、
1:15:47	ここに、
1:15:49	今回記載を追加して評価条件が変更となる場合やっていうのがあるんですけど。
1:15:57	日本原電の森ですこちらにつきましては、固定下の特定フロンのところに評価条件という記載は、
1:16:04	ありません。
1:16:06	で、例えばちょっと、想定しているのが今、実際は、薬品濃度が決められたアンモニア。
1:16:14	衛藤。
1:16:17	を、今固定元としているんですけども例えばその薬品濃度が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:21	高くなったり、そういうふうな計算、評価上の条件が変わってしまったときでも確認するというので、こちらに記載いたしました。
1:16:40	ミヤモトですけど、これ、
1:16:42	先行でこういう表現入れたプラントってあるんですか。
1:16:47	ちょっと確認いたしますがちょっと島根さんの方の記載等はしておりますので、再度確認させていただきます。
1:16:54	わかりましたなんか評価条件って言われると、例えば気象とかね。
1:17:00	拡散とかで何か変わる話を言ってるのかなっていうちょっと先入観で、今聞いたんですけど、今言われてる話が、例えば薬品の濃度とかそういうのも含めてっていう意味でこう書かれてるのであれば、
1:17:14	そういう意図ってというのは理解しましたけど、ちょっと意図だけご確認した方がいいかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:17:22	日本原電の盛です。承知いたしました。
1:17:46	規制庁の片桐です 66 ページのまとめのところで、ちょっともう記載だけなんですけど、
1:17:53	TOWAが1を下回るっていう記載になってて、他のページ、多分なんか1より小さいっていう表現にしてたと思うんですけど、
1:18:04	ここは何か意図があって変えたんでしょうか。
1:18:12	こちらちょっと
1:18:15	内容としましては同じことなのでちょっと記載整合を図るようにいたします。
1:18:21	規制庁カタギリさすいません確認だけお願いします。以上です。
1:18:28	規制庁宮ですけど、ガイドって1より小さいことなってるから、よく確認してください。はい。
1:18:34	規制庁永江ですけどあの判断基準値に対する濃度の比がね。
1:18:38	日野湾が1を下回るっていう
1:18:41	ことが生成だと思うので、ちょっとよく確認していただきたいと思います。
1:18:45	日本原燃の盛です。承知いたしました。
1:18:50	等では
1:18:53	こちらからの確認は以上になります。
1:18:59	これでほかに説明あります大丈夫ですか。
1:19:02	わかりました。確認事項ございますでしょうか。
1:19:07	大丈夫かな。わかりました。では本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。